# 第8章

実現のための取り組み

# 第8章 実現のための取りくみ

### (1) 段階的な事業の推進

計画の実現を図っていくために、実現の可能性や事業効果、財源の状況を踏まえたうえで、優先的に事業を実施していくための計画が必要です。

このため、「大網白里町総合計画」と調整を図りながら、実施計画等の短期目標を設定した「実現のための計画」を策定し、事業を展開していきます。

# (2) 住民・事業者・行政との協働による緑の育成・維持管理体制の確立

豊かな緑を将来にわたって支えていくためには、住民、事業者、行政の協力が必要となります。そのための第1歩として、住民・事業者・行政が、協力して公園、街路樹といった身近な緑の育成や維持管理を行う事を目的とした「(仮称)みどりのまちづくり推進条例」の制定および「(仮称)みどりのまちづくり推進協議会」の設置を推進します。

#### (3) 民有地緑化のための制度の確立

市街地内においては、家庭の生垣や、社寺林などの民有林も重要な緑の一つに 含まれます。また、丘陵地の斜面林や農地についても個人が所有しているものも 少なくありません。

このような民有地の緑を保全・創出していくために、新しい制度の確立を図ります。

民有地緑化の項目	具体的な施策
丘陵地の緑の保全	緑地保全条例の制定による、維持管理の助成
	開発行為の対策
	地域森林計画に基づく森林の適正管理
農地の保全	農業振興計画に基づく農地の保全
工場や事業所での緑の創出	緑地協定の締結
各家庭での緑の創出	緑地協定の締結
	生垣設置の助成
寺社や屋敷林*の保全	緑地保全条例の制定による維持管理の助成
	保存樹、保存樹林の指定

◆民有地緑化のための施策

## (4) 計画の見直しの実施

この計画は、20 年後を想定した長期計画であるため、5年毎に計画目標の見直しを行います。また、社会情勢や住民ニーズなどの変化に伴い、必要に応じた見直しを行います。